

栃木県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定めるものとする。

(基準日及び実施期間)

第2条 実施要綱の基準日は毎年4月1日とし、実施期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(対象サービスの種類)

第3条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の対象となる事業者)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、報告の対象となる事業者は以下のとおりとする。

(1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（ただし、障害者総合支援法第76条の3第1項、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき

正当な理由がある事業者を除く。)

(2) 指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

(報告の方法)

第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて知事に報告することとする。

(報告の内容)

第6条 報告の内容は、第4条(1)の事業者については別添1基本情報、別添2運用情報及び別添3経営情報とし、同条(2)の事業者については別添1基本情報とする。

ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業者については栃木県自立支援協議会等への報告状況及び同協議会等による評価状況等を含む。

(報告の開始)

第7条 報告の開始日は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年5月1日とする。また、基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日とする。

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の開始日は、障総則第65条の9の6及び児福則第36条の30の2の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(報告の期限)

第8条 報告の期限は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年7月31日とする。また、基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限は、障総則第65条の9の7及び児福則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内とする。ただし、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

(公表の時期)

第9条 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の公表の実施時期は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内とする。基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内とする。

2 障害福祉サービス等事業者経営情報については、毎年度公表する。

(更新の取扱い)

第10条 報告は、原則年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があった場合は、

その都度知事に報告する。

(是正命令を受けた事業者に係る情報の取扱い)

第11条 事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容のは正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うこととする。

(苦情等の対応)

第12条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は次のとおりとする。

栃木県保健福祉部障害福祉課 福祉サービス事業担当

電話番号 028-623-3059

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月3日から施行する。ただし、改定後の規定は、令和7年8月29日から適用する。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>二 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>基本情報</p> <p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>二 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者</p> <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
<p>イ 職種別の従業者の数 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p>		<p>職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
<p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p>		<p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
<p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p>		<p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援助従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数
<p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p>		<p>サービス別の項目(別紙参照)</p>
<p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>		
四 サービスの内容に関する事項		4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
<p>イ 事業所等の運営に関する方針</p>		<p>事業所等の運営に関する方針</p>
<p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>		<p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
二 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況	・利用者の人数(区分別)	
木 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項	利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等	・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況	
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	・損害賠償保険の加入状況	
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等	
	・その内容	
	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
	・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	
	・第三者による評価の実施(受審)状況	
六 その他都道府県知事が必要と認める事項	サービス別の項目（別紙参照）	
	5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項	
	障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用	
	・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況	
	・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況	
	・食事の提供により要する費用の徴収状況	
	・創作的活動に係る材料費の徴収状況	
	・家賃の徴収状況	
	・光熱水費の徴収状況	
	・日用品費の徴収状況	
	・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況	
	・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知
別表第二		運用情報
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <p>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況</p>	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況 	
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>二 サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p> <p>第三 都道府県知事が必要と認めた事項</p>	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況 	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知
第六十五条の九の八		経営情報
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)		8. 経営情報
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報		事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容		事業所又は施設の収益及び費用の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項		職種別の職員数・職員給与の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の人数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の人数 ・職種別の非常勤職員の給与
ニ その他必要な事項		